

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日、その翌日) (当日が休日、その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の変更

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

肥料の検査の結果の概要

飼料の試験の結果の概要

土地改良法による換地処分

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出(二件)

都市計画の変更(二件)

廃川敷地の生成

◇ 選管告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体

◇ 教委告示

教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第四百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による小鹿南地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十九年三月一日現在の地番による。)
大字神倉字養ノ谷頭	大字神倉字養ノ谷頭のうち一四九の二、一五〇の二、一五〇の三、一五一の二、一六一の二以外の区域
大字神倉字養ノ谷	大字神倉字養ノ谷頭一四九の二、一五〇の二、一五〇の三、一五一の二、一六一の二
大字神倉字奥田	大字神倉字奥田のうち二九五の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字神倉字伊羅原三五二の二、三五三の三、三五五の三

大字神倉字伊羅原	一部及びこれらと一体をなす国有地 大字神倉字奥田二九五の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字神倉字伊羅原のうち三五二の二、三五三の三、三五五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字神倉字塔ノ本	大字神倉字塔ノ本のうち七〇七の一、七〇八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字神倉字左衛門畑	大字神倉字左衛門畑のうち七五〇の三、七五一の二、七六一の二、七六一の三、七六二の二、七六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七六六の一、七六八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字神倉字下原	大字神倉字塔ノ本七〇七の一、七〇八の一と一体をなす国有地の一部 大字神倉字左衛門畑七五〇の三、七五一の二、七六一の二、七六一の三、七六二の二、七六八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七六六の一、七六八の一と一体をなす国有地の一部 大字神倉字下原のうち七九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字神倉字上子谷八〇一の二、八〇二の二、八〇三の三、八〇三の二
大字神倉字上子谷	大字神倉字上子谷のうち八〇一の二、八〇二の二、八〇三の三、八〇三の二以外の区域

大字神倉字上エ庄	大字神倉字下原七九〇と一体をなす国有地の一部 大字神倉字上エ庄のうち八六六の一部、八六七の一部、八六八の三の一部、八七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字神倉字家廻八七一、八七二、八九九、九〇二、九〇三、九二四と一体をなす国有地の一部
大字神倉字家廻	大字神倉字家廻のうち八七六の二、八七七の三及び八七一、八七二、八九九、九〇二、九〇三、九二四と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
小徳齒科境診療所	境港市元町四一	昭和六十年三月九日
鳥取県口腔総合保健センター	鳥取市吉方温泉三丁目七五一―五	"

鳥取県告示第四百三十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
サクラ薬局	米子市末広町二〇五	昭和五十九年十二月三十一日
算齒科医院	鳥取市吉方町二丁目五五一	昭和六十年二月二十八日

鳥取県告示第四百三十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年一月から同年十二月までに収去した肥料の検査の結果の概要を同条第六項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 登録肥料

二 指定配合肥料

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不合格点数
魚かす粉末	廣道興産株式会社	一	〇

保証票添付者	検査点数	うち不合格点数
鳥取県経済農業協同組合連合会	四	〇

鳥取県告示第四百三十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										備 考		
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素	水溶性窒素	アミン消化	D C P		T D N	M E
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	境港市外江町37 43-1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料 青糶用後期	60.2	14.8	3.7	4.5	5.9	1.12	0.73						2.710	
		くみあい配合飼料 子牛青糶用 ニューブリーダーマッシュ	60.2	17.8	2.7	5.5	6.8	0.93	0.68					15.1	70.0	
		くみあい配合飼料 クイントロクター冬季用	60.2	15.7	4.8	2.5	3.9	0.57	0.49					13.1	79.0	

注 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町から同町が行う土地改良事業に係る小鹿南地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十七号

大栄町が行う土地改良事業に係る栄南部（東高尾）地区の換地計画の認

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年四月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

大栄町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十八号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調書の縦覧	
発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
西伯郡中山町下甲三三六 小田井 栄次郎 西伯郡中山町御崎六二三一五	中山加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業	中山漁業協同組合
			期 間
			昭和六十年四月五日から同月十九日まで

森 本 廣 美
西伯郡中山町岡五四五
松 井 良 夫

鳥取県告示第四百三十九号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第三項に規定する同意を求めることについて発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調書の縦覧	
発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
岩美郡岩美町大字田後四一二 田 測 幸 雄 岩美郡岩美町大字田後三二三	田後加入区	中型いかつり漁業	田後漁業協同組合
			期 間
			昭和六十年四月五日から同月十九日まで

松本 松治 岩美郡岩美町大字 田後四一三 米山 岩夫

鳥取県告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画道路三・四・九号 日吉津陰田線
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
変更する部分
米子市車尾字堀端、字東宮ノ前、字前河原及び字倉敷東
- 三 縦覧場所
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画道路三・四・十号 飛行場布勢線
 - 二 都市計画の変更に係る土地の区域
変更する部分
鳥取市湖山町西四丁目
 - 三 縦覧場所
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課
- 鳥取県告示第四百四十二号
- 河川区域の変更に、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。
- その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十年四月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川矢送川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十年四月五日

三 廃川敷地の位置

東伯郡関金町大字関金宿字中道端八九一―三地先から同字九一四―一地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 三、七四九・四五平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、昭和六十年四月二日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大橋二郎後援会	富谷 誠一	香川 五秀	倉吉市新町三丁目二二八九

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十年四月五日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

- 一 日時 昭和六十年四月十二日（金）午後三時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県教育課程審議会委員の任免について
 - 2 その他